

A

令和 6年 2月16日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 1 号議案	令和5年度浜松市一般会計補正予算（第10号）	6
第 2 号議案	令和5年度浜松市一般会計補正予算（第11号）	別冊
第 3 号議案	令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 4 号議案	令和5年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 5 号議案	令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 6 号議案	令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 7 号議案	令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
第 8 号議案	令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
第 9 号議案	令和5年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
第 10 号議案	令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
第 11 号議案	令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第4号）	別冊
第 12 号議案	令和5年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第1号）	別冊
第 13 号議案	令和5年度浜松市病院事業会計補正予算（第3号）	別冊
第 14 号議案	令和5年度浜松市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
第 15 号議案	令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
第 16 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	40
第 17 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	43
第 18 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の 廃止について	49
第 19 号議案	浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について	50
第 20 号議案	浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の 廃止について	51
第 21 号議案	有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について	52
第 22 号議案	浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について	53

第 23 号議案	第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBiO) 運営維持管理事業 に関する契約締結について……………	54
第 24 号議案	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業 に関する契約の一部変更について……………	55
第 25 号議案	工事請負契約の一部変更について (遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備 工事) ……………	56
第 26 号議案	第三都田地区工場用地 7 区画の地盤不良に関する和解について……………	57
第 27 号議案	指定管理者の指定について (浜松アリーナ) ……………	58
第 28 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北総合体育館ほか 6 施設) ……………	59
第 29 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜松斎場、浜松市雄踏斎場) ……………	60
第 30 号議案	指定管理者の指定について (可美公園施設ほか 4 施設) ……………	61
第 31 号議案	指定管理者の指定について (古橋廣之進記念浜松市総合水泳場) ……………	62
第 32 号議案	市道路線認定について……………	別冊
第 33 号議案	市道路線変更について ……………	別冊
報 第 1 号	専決処分の承認について (令和 5 年度浜松市一般会計補正予算 (第 9 号)) ……………	63
報 第 2 号	専決処分の報告……………	74
監報第 1 号	定期監査等の結果に関する報告について……………	別冊
監報第 2 号	例月出納検査の結果に関する報告について……………	別冊
第 34 号議案	令和 6 年度浜松市一般会計予算……………	別冊
第 35 号議案	令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
第 36 号議案	令和 6 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算……………	別冊
第 37 号議案	令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
第 38 号議案	令和 6 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

第 39 号議案	令和 6 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算	別冊
第 40 号議案	令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算	別冊
第 41 号議案	令和 6 年度浜松市育英事業特別会計予算	別冊
第 42 号議案	令和 6 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算	別冊
第 43 号議案	令和 6 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算	別冊
第 44 号議案	令和 6 年度浜松市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 45 号議案	令和 6 年度浜松市公債管理特別会計予算	別冊
第 46 号議案	令和 6 年度浜松市病院事業会計予算	別冊
第 47 号議案	令和 6 年度浜松市水道事業会計予算	別冊
第 48 号議案	令和 6 年度浜松市下水道事業会計予算	別冊
第 49 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の一部改正について	83
第 50 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	87
第 51 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	89
第 52 号議案	浜松市浜北文化センター条例の一部改正について	92
第 53 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	96
第 54 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正について	99
第 55 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	102
第 56 号議案	浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	105
第 57 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	111
第 58 号議案	浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について	117
第 59 号議案	浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について	120

第 60 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について……………	123
第 61 号議案	浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の一部改正について……………	130
第 62 号議案	浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正について……………	132
第 63 号議案	村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部改正について……………	136
第 64 号議案	浜松市道路占用料等徴収条例の一部改正について……………	139
第 65 号議案	浜松市水道事業給水条例の一部改正について……………	145
第 66 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について……………	147
第 67 号議案	浜松市教育センター条例の一部改正について……………	149
第 68 号議案	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について……………	151
第 69 号議案	包括外部監査契約締結について……………	160

令和5年度浜松市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度浜松市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,794,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423,531,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月16日 提出

静岡県浜松市長 中野 祐介

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 92,521,445	千円 1,794,000	千円 94,315,445
	2 国庫補助金	35,546,505	1,794,000	37,340,505
歳 入 合 計		421,737,557	1,794,000	423,531,557

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 127,580,012	千円 1,794,000	千円 129,374,012
	1 社会福祉費	32,380,474	1,794,000	34,174,474
歳 出 合 計		421,737,557	1,794,000	423,531,557

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (人件費)	千円 1,186
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (事務費)	71,814
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (給付費)	1,785,000

令和5年度

補正予算に関する説明書

一般会計補正予算（第10号）
（第1回市議会定例会）

令和6年2月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

目 次

1 一般会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	14 頁
(2) 給与費明細書	20 頁

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	149,700,000	-	149,700,000
2 地方譲与税	3,635,000	-	3,635,000
3 利子割交付金	65,000	-	65,000
4 配当割交付金	824,000	-	824,000
5 株式等譲渡所得割交付金	703,000	-	703,000
6 分離課税所得割交付金	145,000	-	145,000
7 法人事業税交付金	2,060,000	-	2,060,000
8 地方消費税交付金	20,229,000	-	20,229,000
9 ゴルフ場利用税交付金	92,000	-	92,000
10 環境性能割交付金	629,000	-	629,000
11 軽油引取税交付金	5,746,000	-	5,746,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342,000	-	342,000
13 地方特例交付金	1,287,537	-	1,287,537
14 地方交付税	34,021,947	-	34,021,947
15 交通安全対策特別交付金	398,000	-	398,000
16 分担金及び負担金	741,325	-	741,325
17 使用料及び手数料	4,257,778	-	4,257,778
18 国庫支出金	92,521,445	1,794,000	94,315,445
19 県支出金	21,559,737	-	21,559,737
20 財産収入	625,865	-	625,865
21 寄附金	2,978,000	-	2,978,000
22 繰入金	26,543,148	-	26,543,148
23 繰越金	7,951,603	-	7,951,603
24 諸収入	9,927,172	-	9,927,172
25 市債	34,754,000	-	34,754,000
歳入合計	421,737,557	1,794,000	423,531,557

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 967,771	千円 -	千円 967,771	千円	千円	千円	千円
2 総務費	39,155,946	-	39,155,946				
3 民生費	127,580,012	1,794,000	129,374,012	1,794,000			
4 衛生費	60,543,016	-	60,543,016				
5 労働費	440,221	-	440,221				
6 農林水産業費	6,382,011	-	6,382,011				
7 商工費	11,576,581	-	11,576,581				
8 土木費	48,136,320	-	48,136,320				
9 消防費	12,693,679	-	12,693,679				
10 教育費	65,857,000	-	65,857,000				
11 災害復旧費	12,000,000	-	12,000,000				
12 公債費	36,205,000	-	36,205,000				
13 予備費	200,000	-	200,000				
歳出合計	421,737,557	1,794,000	423,531,557	1,794,000			

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	92,521,445	1,794,000	94,315,445
2 国庫補助金	35,546,505	1,794,000	37,340,505
2 民生費国庫補助金	10,093,283	1,794,000	11,887,283
計	421,737,557	1,794,000	423,531,557

節		説明
区分	金額	
	千円	
物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	1,794,000	低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業費に対するもの

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 民生費	127,580,012	1,794,000	129,374,012	1,794,000			
1 社会福祉費	32,380,474	1,794,000	34,174,474	1,794,000			
6 臨時特別給付金 給付事業費	7,233,722	1,794,000	9,027,722	1,794,000			
計	421,737,557	1,794,000	423,531,557	1,794,000			

(歳出) 3 民生費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
3 職員手当等	1,186	1 低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業 1,794,000千円
11 役務費	7,814	(1) 人件費 1,186千円
18 負担金補助及 び交付金	1,785,000	ア 職員分 1,186千円
		(2) 事務費 7,814千円
		(3) 給付費 1,785,000千円

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	人 (6,187) 8,757	千円 5,827,532	千円 37,849,455	千円 22,972,429	千円 66,649,416	千円 13,196,563	千円 79,845,979	
補正前	(6,187) 8,757	5,827,532	37,849,455	22,971,243	66,648,230	13,196,563	79,844,793	
比 較	(0) 0	0	0	1,186	1,186	0	1,186	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 4,387	千円 841,932	千円 1,163,815	千円 680,645	千円 471,778	千円 10,248	千円 458,079
	補正前	4,387	841,932	1,163,815	680,645	471,778	10,248	458,079
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円 35,142	千円 1,473,670	千円 600,534	千円 4,612	千円 1,194	千円 9,542,003	千円 7,111,416
	補正前	35,142	1,472,484	600,534	4,612	1,194	9,542,003	7,111,416
	比 較	0	1,186	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退 職 手 当				
	補正後	千円 242,676	千円	千円 330,298				
	補正前	242,676		330,298				
	比 較	0		0				

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(561) 8,757		37,849,455	21,958,166	59,807,621	12,368,715	72,176,336		
補正前	(561) 8,757		37,849,455	21,956,980	59,806,435	12,368,715	72,175,150		
比 較	(0) 0		0	1,186	1,186	0	1,186		
職員 手当 の内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後	4,387	841,932	1,163,815	680,645	471,778	10,248	458,079	
	補正前	4,387	841,932	1,163,815	680,645	471,778	10,248	458,079	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後	35,142	1,473,670	600,534	4,612	1,194	8,527,740	7,111,416	
	補正前	35,142	1,472,484	600,534	4,612	1,194	8,527,740	7,111,416	
	比 較	0	1,186	0	0	0	0	0	
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後	242,676		330,298					
	補正前	242,676		330,298					
	比 較	0		0					

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 人	給 与 費				共 済 費 千円	合 計 千円	備 考	
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円	計 千円				
補正後	(5,626) 0	5,827,532		1,014,263	6,841,795	827,848	7,669,643		
補正前	(5,626) 0	5,827,532		1,014,263	6,841,795	827,848	7,669,643		
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0		
職員 手当 の内 訳	区 分	初任給 調整手当 千円	扶 養 手 当 千円	地 域 手 当 千円	通 勤 手 当 千円	住 居 手 当 千円	単身赴任手当 千円	特殊勤務手当 千円	
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区 分	へき地手当 千円	時間外勤務 手 当 千円	管理職手当 千円	宿日直手当 千円	管理職員 特別勤務手当 千円	期 末 手 当 千円	勤 勉 手 当 千円	
	補正後						1,014,263		
	補正前						1,014,263		
	比 較						0		
	区 分	義務教育等 教員特別手当 千円	災害派遣手当 千円	退 職 手 当 千円					
	補正後								
	補正前								
	比 較								

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 0	1 給与改定に伴う増減分		
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		
職員手当	1,186	1 制度改正に伴う増減分		
		2 その他の増減分	千円 1,186	千円 1,186

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職(高校)	教育職(小中学校)	教育職(幼稚園)	
令和6年 1月1日 現在	平均給料月額	円 332,067	円 356,937	円 324,439	円 520,356	円 326,038	円 333,633	円 400,896	円 364,983	円 305,376
	平均給与月額	円 391,516	円 412,397	円 443,526	円 885,593	円 372,848	円 382,128	円 459,673	円 406,044	円 347,936
	平均年齢	歳 42.10	歳 52.09	歳 40.08	歳 55.02	歳 42.05	歳 43.02	歳 48.07	歳 42.08	歳 38.10
令和5年 11月1日 現在	平均給料月額	円 324,902	円 353,748	円 316,564	円 515,206	円 319,924	円 327,086	円 395,455	円 356,747	円 297,072
	平均給与月額	円 384,867	円 395,599	円 408,984	円 875,494	円 366,412	円 377,822	円 448,854	円 399,991	円 348,976
	平均年齢	歳 42.08	歳 52.07	歳 40.06	歳 54.12	歳 42.04	歳 42.12	歳 48.05	歳 42.05	歳 38.08

イ 初 任 給

区 分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
市の制度	高校卒 円 174,010	経験年数に 応じて 円 166,984 から 224,818 まで	円 174,010			(准看) 円 174,010			
	大学卒 円 206,083		円 206,083	円 264,700	円 211,785	(看護) 円 206,083	円 230,215	円 230,215	円 206,083
国の制度	一般職 円 166,600	経験年数に 応じて 円 147,100 から 224,600 まで				(准看) 円 183,500			
	総合職 円 200,700 一般職 円 196,200			円 264,700	円 202,800	円 228,500			

ウ 級別職員数

区 分	級	一般行政職		技能労務職		消 防 職		医 師 職		医療技術職		看護保健職		教 育 職 (高 校)		教 育 職 (小中学校)		教 育 職 (幼稚園)	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
令和6年1月1日現在	1	208	6.5	4	2.4	69	7.8			6	4.2	6	2.7					21	7.7
	2	(1) 469	(0.4) 14.7			(2) 89	(6.7) 10.0	1	16.7	26	18.4	28	12.8	74	93.7	(192)	(100.0)	54	19.9
	3	(237) 1,266	(99.2) 39.8			(28) 520	(93.3) 58.5	2	33.3	(4) 65	(100.0) 46.1	(13) 106	(100.0) 48.4	2	2.5	185	4.9	(1)	(100.0)
	4	615	19.4	(42) 14	(100.0) 8.4	73	8.2	3	50.0	19	13.5	45	20.5	3	3.8	150	4.0	41	15.1
	5	253	8.0	149	89.2	74	8.3			10	7.1	18	8.2					6	2.2
	6	(1) 159	(0.4) 5.0			39	4.4			7	5.0	10	4.6						
	7	117	3.7			13	1.5			7	5.0	5	2.3						
	8	49	1.5			10	1.1			1	0.7								
	9	43	1.4			2	0.2					1	0.5						
	計	(239) 3,179	(100.0) 100.0	(42) 167	(100.0) 100.0	(30) 889	(100.0) 100.0	6	100.0	(4) 141	(100.0) 100.0	(13) 219	(100.0) 100.0	79	100.0	(192) 3,759	(100.0) 100.0	(1) 272	(100.0) 100.0
令和5年11月1日現在	1	206	6.5	4	2.4	69	7.8			5	3.6	6	2.7					21	7.7
	2	(1) 470	(0.4) 14.8			(2) 89	(6.7) 10.0	1	16.7	26	18.6	28	12.8	74	93.7	(193)	(100.0)	54	19.9
	3	(240) 1,267	(99.2) 39.8			(28) 520	(93.3) 58.5	2	33.3	(4) 65	(100.0) 46.4	(13) 106	(100.0) 48.4	2	2.5	185	5.0	(1)	(100.0)
	4	616	19.4	(43) 14	(100.0) 8.4	73	8.2	3	50.0	19	13.6	45	20.5	3	3.8	150	4.0	41	15.1
	5	253	8.0	149	89.2	74	8.3			10	7.1	18	8.2					6	2.2
	6	(1) 167	(0.4) 5.2			39	4.4			7	5.0	10	4.6						
	7	110	3.5			13	1.5			7	5.0	5	2.3						
	8	49	1.5			10	1.1			1	0.7								
	9	42	1.3			2	0.2					1	0.5						
	計	(242) 3,180	(100.0) 100.0	(43) 167	(100.0) 100.0	(30) 889	(100.0) 100.0	6	100.0	(4) 140	(100.0) 100.0	(13) 219	(100.0) 100.0	79	100.0	(193) 3,740	(100.0) 100.0	(1) 272	(100.0) 100.0

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職 名	事務職員 技術職員	主 任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区 課 長 専 門 監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種										
		一 般 行政職	技 能 労務職	消防職	医師職	医 療 技術職	看 護 保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)		
補 正 後	職 員 数 (A)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,375	2,352	127	651	5	106	162	57	2,711	204
		6号給	1,998	676	36	187	1	31	47	20	942	58
		7号給	107							2	105	
		8号給	277	176	9	49		8	12		8	15
比 率 (B)／(A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,757	3,204	172	887	6	145	221	79	3,766	277	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,375	2,352	127	651	5	106	162	57	2,711	204
		6号給	1,998	676	36	187	1	31	47	20	942	58
		7号給	107							2	105	
		8号給	277	176	9	49		8	12		8	15
比 率 (B)／(A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	(1. 15)	(1. 20)	(2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		
補 正 前	(1. 15)	(1. 20)	(2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		
国の制度	(1. 15)	(1. 20)	(2. 35)	有	
	2. 20	2. 30	4. 50		

注 () 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市		東 京 都
	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者	
支 給 率	16%	3%	18%
支 給 対 象 職 員 数	人	8,749人	人
国の指定基準に 基づく支給率	16%	3%	20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種								
		一 般 行政職	技 能 労務職	消 防 職	医 師 職	医 療 技術職	看 護 保健職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小中学校)	教 育 職 (幼稚園)
給料総額に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.9	0.2	2.8	3.1	37.9	0.2	0.7	3.8	0.8	
支給対象職員の比率 (令和6年1月1日現在)	33.9	14.3	46.7	84.6	100.0	17.7	21.5	67.1	40.8	
代表的な特殊勤務 手当の名称	調査収納手当・社会福祉業務手当・環境衛生手当									

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の職員にあつては、3,500円。 行政職俸給表（一）9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間（15～22歳）にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円 の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

令和5年度

補正予算の参考資料

一般会計補正予算（第10号）
（第1回市議会定例会）

令和6年2月

浜 松 市

目 次

1	令和5年度2月補正予算編成の基本方針	29頁
2	令和5年度会計別予算額調	31頁
3	令和5年度一般会計予算款別構成比調	32頁
4	令和5年度一般会計予算性質別分析調	34頁
5	令和5年度2月補正予算案の概要	35頁

1 令和5年度 2月補正予算編成の基本方針

今回の補正予算は、令和5年12月22日の「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」に対する予備費使用の閣議決定に伴い、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、「住民税均等割のみ課税世帯への給付」及び「こども加算」の支給に要する経費を追加するものです。

2 令和5年度 会計別予算額調

会 計 別	補正前の額	補正額	計	備 考
	千円	千円	千円	
一 般 会 計	421,737,557	1,794,000	423,531,557	
特 別 会 計	232,323,094	-	232,323,094	
国民健康保険事業	76,938,000	-	76,938,000	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	231,000	-	231,000	
介護保険事業	75,284,000	-	75,284,000	
後期高齢者医療事業	11,455,000	-	11,455,000	
と畜場・市場事業	372,360	-	372,360	
農業集落排水事業	195,000	-	195,000	
中央卸売市場事業	747,831	-	747,831	
育英事業	79,000	-	79,000	
学童等災害共済事業	6,000	-	6,000	
小型自動車競走事業	20,499,000	-	20,499,000	
駐車場事業	335,903	-	335,903	
公債管理	46,180,000	-	46,180,000	
計（一般会計＋特別会計）	654,060,651	1,794,000	655,854,651	
企 業 会 計	87,561,613	-	87,561,613	
病院事業	26,800,806	-	26,800,806	
水道事業	21,656,455	-	21,656,455	
下水道事業	39,104,352	-	39,104,352	
総 計	741,622,264	1,794,000	743,416,264	

3 令和5年度 一般会計予算款別構成比調

歳 入

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 市 税	149,700,000	35.50	-	149,700,000	35.35	
2 地方譲与税	3,635,000	0.86	-	3,635,000	0.86	
3 利子割交付金	65,000	0.02	-	65,000	0.02	
4 配当割交付金	824,000	0.19	-	824,000	0.19	
5 株式等譲渡所得割交付金	703,000	0.17	-	703,000	0.17	
6 分離課税所得割交付金	145,000	0.03	-	145,000	0.03	
7 法人事業税交付金	2,060,000	0.49	-	2,060,000	0.49	
8 地方消費税交付金	20,229,000	4.80	-	20,229,000	4.78	
9 ゴルフ場利用税交付金	92,000	0.02	-	92,000	0.02	
10 環境性能割交付金	629,000	0.15	-	629,000	0.15	
11 軽油引取税交付金	5,746,000	1.36	-	5,746,000	1.36	
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342,000	0.08	-	342,000	0.08	
13 地方特例交付金	1,287,537	0.30	-	1,287,537	0.30	
14 地方交付税	34,021,947	8.07	-	34,021,947	8.03	
15 交通安全対策特別交付金	398,000	0.09	-	398,000	0.09	
16 分担金及び負担金	741,325	0.18	-	741,325	0.17	
17 使用料及び手数料	4,257,778	1.01	-	4,257,778	1.00	
18 国庫支出金	92,521,445	21.94	1,794,000	94,315,445	22.27	
19 県支出金	21,559,737	5.11	-	21,559,737	5.09	
20 財産収入	625,865	0.15	-	625,865	0.15	
21 寄 附 金	2,978,000	0.71	-	2,978,000	0.70	
22 繰 入 金	26,543,148	6.29	-	26,543,148	6.27	
23 繰 越 金	7,951,603	1.89	-	7,951,603	1.88	
24 諸 収 入	9,927,172	2.35	-	9,927,172	2.34	
25 市 債	34,754,000	8.24	-	34,754,000	8.21	
歳 入 合 計	421,737,557	100.00	1,794,000	423,531,557	100.00	

歳 出

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 議 会 費	967,771	0.23	-	967,771	0.23	
2 総 務 費	39,155,946	9.28	-	39,155,946	9.24	
3 民 生 費	127,580,012	30.25	1,794,000	129,374,012	30.55	
4 衛 生 費	60,543,016	14.36	-	60,543,016	14.29	
5 労 働 費	440,221	0.10	-	440,221	0.10	
6 農林水産業費	6,382,011	1.51	-	6,382,011	1.51	
7 商 工 費	11,576,581	2.75	-	11,576,581	2.73	
8 土 木 費	48,136,320	11.41	-	48,136,320	11.37	
9 消 防 費	12,693,679	3.01	-	12,693,679	3.00	
10 教 育 費	65,857,000	15.62	-	65,857,000	15.55	
11 災害復旧費	12,000,000	2.85	-	12,000,000	2.83	
12 公 債 費	36,205,000	8.58	-	36,205,000	8.55	
13 予 備 費	200,000	0.05	-	200,000	0.05	
歳 出 合 計	421,737,557	100.00	1,794,000	423,531,557	100.00	

4 令和5年度 一般会計予算性質別分析調

性 質 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 人 件 費	79,655,292	18.89	1,186	79,656,478	18.81	
2 扶 助 費	85,807,400	20.35	-	85,807,400	20.26	
3 公 債 費	36,124,620	8.56	-	36,124,620	8.53	
4 物 件 費	60,380,636	14.32	7,814	60,388,450	14.26	
5 維持補修費	12,190,559	2.89	-	12,190,559	2.88	
6 補助費等	27,036,536	6.41	1,785,000	28,821,536	6.80	
7 積 立 金	2,678,590	0.63	-	2,678,590	0.63	
8 出資金・貸付金	203,880	0.05	-	203,880	0.05	
9 繰 出 金	25,575,120	6.06	-	25,575,120	6.04	
10 投資的経費	82,904,167	19.66	-	82,904,167	19.57	
(1) 補助事業	47,657,188	11.30	-	47,657,188	11.25	
(2) 単独事業	21,649,979	5.13	-	21,649,979	5.11	
(3) 国直轄事業	1,597,000	0.38	-	1,597,000	0.38	
(4) 災害復旧費	12,000,000	2.85	-	12,000,000	2.83	
11 公営企業会計支出金	9,180,757	2.18	-	9,180,757	2.17	
(1) 出資金・貸付金	874,700	0.21	-	874,700	0.21	
(2) 負担金・補助金	8,306,057	1.97	-	8,306,057	1.96	
計	421,737,557	100.00	1,794,000	423,531,557	100.00	

5 令和5年度 2月補正予算案の概要

歳入

(単位：千円)

款	補正額	項目
18 国庫支出金	1,794,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,794,000
計	1,794,000	

歳出

(単位：千円)

事業・事項		補正前	補正額	補正後
民生費	1 低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業	0	1,794,000	1,794,000
	国 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	1,794,000	1,794,000
	◆ (1) 人件費	0	1,186	1,186
	<p>【繰越明許費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正理由 低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給事務に要する人件費の追加 ・ 補正内容 職員手当等 1,186千円 (皆増) ・ 財源 国 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,186千円 (皆増) 			
◆ (2) 事務費	0	7,814	7,814	
	<p>【繰越明許費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正理由 低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給事務に要する役務費の追加 ・ 補正内容 役務費 7,814千円 (皆増) ・ 財源 国 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,814千円 (皆増) 			

(単位：千円)

事業・事項	補正前	補正額	補正後
民生費 ◆ (3) 給付費 【繰越明許費】 ・補正理由 低所得者世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給に要する 交付金の追加 ・住民税均等割のみ課税世帯への給付 給付額 1世帯当たり10万円 対象世帯 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯 13,000世帯 ・低所得者の子育て世帯への給付（こども加算） 給付額 18歳以下の児童1人当たり5万円 対象世帯 令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金 支給対象世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯 6,000世帯（9,700人） ・補正内容 負担金補助及び交付金 1,785,000千円（皆増） ・財源 国 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,785,000千円（皆増）	0	1,785,000	1,785,000

低所得者世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業

健康福祉部福祉総務課
電話:457-2321

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,794,000	1,794,000	0	0	0

※繰越明許費

目的	物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、給付金を支給する。
背景	国は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、「住民税均等割のみ課税世帯への給付」、「こども加算」の実施について成案を得て、これらの給付に対応する予備費の使用を決定した（令和5年12月22日閣議決定）。
事業内容	<p>1 住民税均等割のみ課税世帯への給付</p> <p>(1) 支給対象世帯 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>(2) 対象見込世帯数 13,000 世帯</p> <p>(3) 給付額 1 世帯当たり 10 万円</p> <p>2 低所得者の子育て世帯への給付（こども加算）</p> <p>(1) 支給対象世帯 令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金支給対象世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯</p> <p>(2) 対象見込世帯数等 6,000 世帯（対象児童数 9,700 人）</p> <p>(3) 給付額 18歳以下の児童1人当たり5万円</p> <p>3 基準日 令和5年12月1日</p> <p>4 給付開始時期 令和6年3月（予定）</p>
<p><支給イメージ></p> <pre> graph LR A[浜松市] -- "①確認書送付" --> B[低所得者世帯] B -- "②確認書の返送" --> A A -- "③指定口座へ振込" --> B </pre> <p>※マイナンバーカードの公金受取口座の登録をしている世帯は、オンライン申請可とする予定</p> <p>※一部世帯は、申請書の入手・返送が必要</p>	

第 16 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
市民生活	(1) 戸籍の謄抄本又は記録事項（全部・一部）を証明した書面の交付（1通につき） (2) (略)	市民生活	(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書（略）の交付（1通につき） (2) (略) (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により行う当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）（戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき） 400
	(3) 除かれた戸籍の謄抄本又は記録事項（全部・一部）を証明した書面の交付（1通につき） (4) (略)		(4) 除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の交付（1通につき） (略) (5) (略) (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により行う当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。）（除籍電子証明書提供用識別符号1件
			700

<p>(5) 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明又は届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明（1通につき）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(6) 戸籍に関する届書その他区長の受理した書類の閲覧（書類1件につき）</p> <p>(7)～(14)（略）</p> <p>(略)</p>	<p>につき）</p> <p>(7) 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明若しくは届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明（1通につき）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(8) 戸籍に関する届書その他区長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧（書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき）</p> <p>(9)～(16)（略）</p> <p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1（略）</p> <p>2 閲覧（<u>市民生活の項第8号</u>の閲覧を除く。）及び照合は、1種類1回をもって1件とする。この場合において、公簿、公図等が町又は字別に作成されているものにあつては町又は字別に1件とし、名寄帳にあつては1年度1所有者をもって1件とする。</p>	<p>備考</p> <p>1（略）</p> <p>2 閲覧（<u>市民生活の項第10号</u>の閲覧を除く。）及び照合は、1種類1回をもって1件とする。この場合において、公簿、公図等が町又は字別に作成されているものにあつては町又は字別に1件とし、名寄帳にあつては1年度1所有者をもって1件とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

第 17 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入（特定公共賃貸住宅又は定住促進住宅に係るものにあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）<u>第1条第3号</u>に規定する所得）をいう。</p> <p>(公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 確実な連帯保証人がある者であること。</u></p> <p><u>(7)・(8) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項第6号の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する入居者については、連帯保証人を必要としないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 浜松市福祉事務所設置条例（昭和26</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入（特定公共賃貸住宅又は定住促進住宅に係るものにあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）<u>第1条第4号</u>に規定する所得）をいう。</p> <p>(公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)・(7) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>

年浜松市条例第59号)第1条第1項に規定する福祉事務所の長が家賃の代理納付を行う場合における第3項第5号に規定する者

(2) 第3項第6号に規定する者

(3) 別表第1の2に規定する公営住宅の入居者

(公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格の特例)

第6条の2 公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の借上げに係る契約の終了又は用途の廃止により当該公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 (略)

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定の適用を受ける入居者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

4 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた入居者は、前条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げ

(公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格の特例)

第6条の2 公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の借上げに係る契約の終了又は用途の廃止により当該公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 (略)

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定の適用を受ける入居者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

4 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた入居者は、前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる条件

る条件を具備する者とみなす。

(改良住宅の入居者の資格)

第6条の3 改良住宅の入居者は、住宅地区改良法第18条に規定する資格(住宅地区改良事業に準じる事業により建設した改良住宅にあつては、同条に規定する資格に準じて市長が定める資格)を有する者(第6条第1項第8号に掲げる条件を具備しない者を除く。)でなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の2に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第6条(同条第1項第3号エ及びオを除く。)並びに前条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と、同条第5項第3号中「別表第1の2に規定する公営住宅」とあるのは「別表第2の2に規定する改良住宅」と読み替えるものとする。

(特定公共賃貸住宅の入居者の資格)

第6条の4 特定公共賃貸住宅の入居者は、第6条第1項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる条件を具備する者で、特定優良賃貸住宅法施行規則第26条各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(定住促進住宅の入居者の資格)

第6条の5 定住促進住宅の入居者は、第6条第1項第4号から第8号までに掲げる条件を具備する者で、次の各号のいずれかに該当

を具備する者とみなす。

(改良住宅の入居者の資格)

第6条の3 改良住宅の入居者は、住宅地区改良法第18条に規定する資格(住宅地区改良事業に準じる事業により建設した改良住宅にあつては、同条に規定する資格に準じて市長が定める資格)を有する者(第6条第1項第7号に掲げる条件を具備しない者を除く。)でなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の2に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第6条(同条第1項第3号エ及びオを除く。)並びに前条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

(特定公共賃貸住宅の入居者の資格)

第6条の4 特定公共賃貸住宅の入居者は、第6条第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる条件を具備する者で、特定優良賃貸住宅法施行規則第26条各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(定住促進住宅の入居者の資格)

第6条の5 定住促進住宅の入居者は、第6条第1項第4号から第7号までに掲げる条件を具備する者で、次の各号のいずれかに該当

するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(店舗又は作業場の入居者の資格)

第6条の6 店舗又は作業場の入居者は、住宅
地区改良事業の施行により営業する場所を
失った者(第6条第1項第8号に掲げる条件
を具備しない者を除く。)でなければならない。
ただし、その者が入居せず、又は退去し
た場合には、第6条第1項第4号から第6号
まで及び第8号に掲げる条件を具備する者
でなければならない。

(入居の手続)

第10条 市営住宅の入居を許可された者は、
許可のあった日から10日以内に次に掲げ
る手続をしなければならない。

(1) 独立の生計を営み、入居の許可を受け
た者と同等以上の収入がある者で、市長
が適当と認める連帯保証人の連署する請
書を提出すること。ただし、第6条第5
項(第6条の3第2項又は第3項におい
て準用する場合を含む。)の規定により連
帯保証人を必要としないこととされた者
については、連帯保証人の連署は必要と
しない。

(2) 前号の規定にかかわらず、市営住宅の
入居を許可された者が、賃貸住宅の賃借
人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支
払に係る債務を保証することを業として
行う者であって市長が適当と認めるもの
(以下「家賃債務保証業者」という。)を
連帯保証人とする場合は、請書に当該家
賃債務保証業者による当該市営住宅の入
居を許可された者の家賃その他の当該市

するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(店舗又は作業場の入居者の資格)

第6条の6 店舗又は作業場の入居者は、住宅
地区改良事業の施行により営業する場所を
失った者(第6条第1項第7号に掲げる条件
を具備しない者を除く。)でなければならない。
ただし、その者が入居せず、又は退去し
た場合には、第6条第1項第4号、第5号及
び第7号に掲げる条件を具備する者でなけ
ればならない。

(入居の手続)

第10条 市営住宅の入居を許可された者は、
許可のあった日から10日以内に次に掲げ
る手続をしなければならない。

(1) 規則で定める請書を提出すること。

営住宅の入居に係る債務の保証に関する
書面を添えて提出すること。

(3) (略)

2・3 (略)

別表第1 (第3条の2関係)

1 一般住宅

名称	位置
(略)	
平沢団地	(略)
芋堀団地	浜松市天竜区佐久間町奥領 家1546番地
山香団地	(略)
(略)	

2～5 (略)

(2) (略)

2・3 (略)

別表第1 (第3条の2関係)

1 一般住宅

名称	位置
(略)	
平沢団地	(略)
山香団地	(略)
(略)	

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 浜松市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

芋堀団地	(略)	芋堀団地	(略)	を
山香団地	(略)	山香団地	(略)	に

改める。

第 18 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の廃止について

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例を廃止する条例

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例(令和2年浜松市条例第36号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

第 19 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について

浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例を廃止する条例

浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例（平成17年浜松市条例第89号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

第 20 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の廃止について

浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例を廃止する
条例

浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例（平成17年浜松市条例第85号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について

静岡県道路公社が次のとおり有料道路事業を変更することに関し、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、同法第10条第4項の許可に係る同意をすることについて、同法第16条第2項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

1 対象道路

浜名湖新橋（県道319号 村櫛三方原線）

2 変更事項

浜名湖新橋有料道路周辺のイベント等開催時における適宜の通行料金の設定を可能とするため、料金に関する規定の注の一部を次のとおり改める。

（旧） 注 （3）自動車の種類については、別表一2のとおり

（新） 注 （3）浜名湖新橋有料道路周辺のイベント等開催時における交通円滑化を図るため、償還計画に支障を与えず、当該イベントの実施者等が必要な減収補てんを行う場合は、事前に国土交通省中部地方整備局長に適用車両、適用期間及び適用後の料金の届出を行うことで、適用車両の通行料金を適宜設定することができる。

なお、必要な減収補てんの額は、静岡県道路公社と当該イベント実施者が協議し、償還計画への影響、本規定による減収等を総合的に考慮して定めるものとする。

（4）自動車の種類については、別表一2のとおり

3 変更年月日 国土交通省中部地方整備局長による道路整備特別措置法第10条第4項に基づく許可の日

浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について

浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 契約の内容 浜松斎場・雄踏斎場の設計・施工及び維持管理業務
- 2 契約の種類 W T O一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約の相手方 所在地 浜松市中央区板屋町111番地の2
名 称 株式会社はまゆうの杜
代表取締役 松浦 哲
- 4 契約の期間 事業契約締結の日から令和24年3月31日まで
- 5 契約金額 12,977,541,990円

第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBi0）運営維持管理事業に関する
契約締結について

第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBi0）運営維持管理事業に関する契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 契約の内容 第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBi0）運営維持管理事業
- 2 契約の種類 WTO一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約の相手方 所在地 浜松市中央区篠原町23982番地の1
名 称 浜松ブルーウェーブ株式会社
代表取締役 鶴田 一彦
- 4 契約の期間 事業契約締結の日から令和20年3月31日まで
- 5 契約金額 9,708,966,551円

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に関する契約の
一部変更について

次のとおり浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業契約の一部を
更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(平成30年2月27日 第17号議案 原案可決)

事業の名称	事業の概要	区分	事項
浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業	浜松市新清掃工場及び新破碎処理センターの施設 の設計・建設及び運営	変更前	契約金額 78,363,538,144円
		変更後	契約金額 94,187,450,224円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和5年3月17日 第69号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター一等整備工事	横断歩道橋工、橋脚耐震補強工、建築工事、昇降機設備工事、電気設備工事 一式	変更前	320,430,000円
		変更後	361,285,100円

第三都田地区工場用地 7 区画の地盤不良に関する和解について

浜松市が令和 4 年 2 月 2 8 日付け土地売買契約（以下「本件売買契約」という。）により相手方へ売却した第三都田地区工場用地 7 区画（以下「本件用地」という。）において、本件用地内に地盤改良工事が必要となる不良な地層が存在すること（以下「本件地盤不良」という。）が判明したことに関する和解について次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

1 和解の相手方（買受人）

浜松市浜名区細江町中川 7 0 0 0 番地の 3 6

株式会社エフ・シー・シー 代表取締役社長 齋藤 善敬

2 和解条項

- (1) 市は、本件売買契約に係る本件用地の予定価格と、本件地盤不良を踏まえて市が新たに行った本件用地の不動産鑑定評価額との差額に基づき、買受人に対し、本件用地の地盤不良に係る補償金として金 2 1, 0 5 9, 0 0 0 円を支払う。
- (2) ア 前条の補償金の支払いは、買受人の請求によるものとする。
イ 前項の規定による請求は、この契約が本契約として成立後、令和 6 年 3 月 3 1 日までに、買受人が市に請求書を送付することにより行うものとする。
ウ 市は、前項の請求書を受領した日から 3 0 日以内に、当該請求書に係る補償金を買受人の指定する口座に振り込む方法で支払うものとする。
- (3) 市と買受人は、本件用地の地盤不良に関し、この契約書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松アリーナ

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市中央区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 浜松市中央区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
構成員 浜松市中央区中島一丁目35番16号
株式会社ステージ・ループ
代表取締役 今田 晴義

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北総合体育館
浜松市浜北平口サッカー場
明神池運動公園
梶池緑地
天竜川運動公園
御馬ヶ池緑地
天竜川大平運動公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市中央区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜松斎場
浜松市雄踏斎場
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区板屋町111番地の2
名 称 株式会社はまゆうの杜
代表取締役 松浦 哲
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和24年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 可美公園施設
浜松市新橋体育センター
浜松市沖洗運動場
浜松市瓜内スポーツ広場
浜松市大塚グラウンド
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町541番地の20
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 矢田 央生
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区篠原町23982番地の1
名 称 浜松ブルーウェーブ株式会社
代表取締役 鶴田 一彦

- 3 指定の期間 令和6年5月1日から令和20年3月31日まで

報 第 1 号
令和 6年 2月16日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

専 第 1 号
令和 6年 1月23日専 決

令和5年度浜松市一般会計補正予算（第9号）

令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い、今後の珠洲市対口支援などの被災地
支援に要する経費をはじめ、今後必要となる対応に迅速に取り組むため、同法第179
条第1項の規定により専決処分とする。

浜松市長 中 野 祐 介

令和5年度浜松市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ421,737,557千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰越金		千円 7,851,603	千円 100,000	千円 7,951,603
	1 繰越金	7,851,603	100,000	7,951,603
歳 入 合 計		421,637,557	100,000	421,737,557

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
13 予備費		千円 100,000	千円 100,000	千円 200,000
	1 予備費	100,000	100,000	200,000
歳 出 合 計		421,637,557	100,000	421,737,557

令和5年度

補正予算に関する説明書

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	149,700,000	-	149,700,000
2 地方譲与税	3,635,000	-	3,635,000
3 利子割交付金	65,000	-	65,000
4 配当割交付金	824,000	-	824,000
5 株式等譲渡所得割交付金	703,000	-	703,000
6 分離課税所得割交付金	145,000	-	145,000
7 法人事業税交付金	2,060,000	-	2,060,000
8 地方消費税交付金	20,229,000	-	20,229,000
9 ゴルフ場利用税交付金	92,000	-	92,000
10 環境性能割交付金	629,000	-	629,000
11 軽油引取税交付金	5,746,000	-	5,746,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	342,000	-	342,000
13 地方特例交付金	1,287,537	-	1,287,537
14 地方交付税	34,021,947	-	34,021,947
15 交通安全対策特別交付金	398,000	-	398,000
16 分担金及び負担金	741,325	-	741,325
17 使用料及び手数料	4,257,778	-	4,257,778
18 国庫支出金	92,521,445	-	92,521,445
19 県支出金	21,559,737	-	21,559,737
20 財産収入	625,865	-	625,865
21 寄附金	2,978,000	-	2,978,000
22 繰入金	26,543,148	-	26,543,148
23 繰越金	7,851,603	100,000	7,951,603
24 諸収入	9,927,172	-	9,927,172
25 市債	34,754,000	-	34,754,000
歳入合計	421,637,557	100,000	421,737,557

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	967,771	-	967,771				
2 総務費	39,155,946	-	39,155,946				
3 民生費	127,580,012	-	127,580,012				
4 衛生費	60,543,016	-	60,543,016				
5 労働費	440,221	-	440,221				
6 農林水産業費	6,382,011	-	6,382,011				
7 商工費	11,576,581	-	11,576,581				
8 土木費	48,136,320	-	48,136,320				
9 消防費	12,693,679	-	12,693,679				
10 教育費	65,857,000	-	65,857,000				
11 災害復旧費	12,000,000	-	12,000,000				
12 公債費	36,205,000	-	36,205,000				
13 予備費	100,000	100,000	200,000				100,000
歳出合計	421,637,557	100,000	421,737,557				100,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
23 繰越金	7,851,603	100,000	7,951,603
1 繰越金	7,851,603	100,000	7,951,603
1 繰越金	7,851,603	100,000	7,951,603
計	421,637,557	100,000	421,737,557

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	100,000	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
13 予備費	100,000	100,000	200,000				100,000
1 予備費	100,000	100,000	200,000				100,000
1 予備費	100,000	100,000	200,000				100,000
計	421,637,557	100,000	421,737,557				100,000

(歳出) 13 予備費

節		説明
区分	金額	
	千円	

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身事故、人身・物損事故、交通事故、物損事故、損害賠償請求事件にかかる和解及び損害賠償の額並びに建物明渡し等請求事件にかかる訴えの提起について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
40	令和5年 11月10日	和 解 214,940円	浜松市天竜区 佐久間町奥領家 1519 番地の3 株式会社愛美 代表取締役社長 木下 孝行	令和5年 8月31日	浜松市天竜区 水窪町奥領家7031 番地の4地先 物損事故
事故の状況		午前9時57分頃、相手方車両が市道水窪白倉川線を西進中、山側法面からの落石により、フロントガラスを損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和5年8月 法面の安全確認実施及び落石注意看板設置。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
41	令和5年 11月17日	和 解 89,320円	浜松市中央区 根洗町 A氏	令和5年 6月2日	浜松市浜名区 都田町7833番地の1 地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後6時00分頃、相手方車両が市道萩丘都田線を南進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅60cm、長さ160cm、深さ15cm）に左側前輪を落とした際、ハンドル軸を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 令和5年 6月 応急補修工事完了。 令和5年10月 本復旧工事完了。</p>				
42	令和5年 12月21日	和 解 24,515円	森町 一宮 B氏	令和5年 8月11日	浜松市天竜区 春野町大時352番地 の1 地先 人身事故
	<p>事故の状況 午前11時30分頃、相手方バイクが林道春埜山線を南進中、同林道内の森町側の通行止めを注意喚起するため、近隣の寺施設管理者が設置していたロープに引っ掛かり転倒し、頸部を挫傷した人身事故である。</p> <p>管理者への聴取によりその行為自体には正当性が認められ、管理者側の瑕疵を求めることは困難であることから、賠償は求めないこととする。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和5年8月12日 バリケード設置へ変更。 令和5年8月31日 森町にて崩土除去完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
2	令和6年 1月12日	和 解 18,332円	浜松市中央区 子安町 C氏	令和5年 9月23日	浜松市天竜区 水窪町山住354番地 の2地先 物損事故
事故の状況		午後2時30分頃、相手方車両が林道天竜線を北進中、林道上に発生した轍により車両底部を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市50% 相手方50%			
対 策		令和5年 9月28日 注意看板設置。 令和5年10月13日 補修工事完了。			

人身事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
43	令和5年 11月17日	和 解 101,171円	浜松市中央区 高林四丁目 D氏	令和5年 9月5日	浜松市中央区 曳馬一丁目1番35号 曳馬小学校内 人身事故
事故の状況		午後5時30分頃、相手方が曳馬小学校内において、給食室前側溝の蓋上部を通行した際、側溝の蓋が本来の位置に設置されていなかったため、側溝の蓋が落ち、右足の脛を負傷した人身事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		側溝の蓋の向きを間違えて設置することがないよう角になる部分にペンキを塗って印をするとともに、側溝の蓋を動かした際は、正しく設置されたか確認を徹底するよう全校職員に通知した。			

人身・物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
3	令和6年 1月21日	和解 534,312円	浜松市中央区 幸四丁目 E氏	令和5年 9月6日	浜松市中央区 幸四丁目36番3号地 先 人身・物損事故
<p>事故の状況 午前7時23分頃、相手方車両が通勤のため市道上島79号線を北進中、信号停止していた際、四ツ池公園内の樹木の倒木により、相手方車両の左側上部を損傷し、相手方の右手首、右肩を負傷した人身・物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対策 令和5年9月 倒木の除去処理及び周辺樹木の点検完了。</p>					

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
44	令和5年 12月26日	和解 79,200円	浜松市中央区 雄踏町宇布見 F氏	令和5年 9月27日	浜松市中央区 雄踏町宇布見 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午前8時50分頃、連絡ごみ収集のため3 t ダンプ車にて市道雄踏363号線を東進中、対向車両とのすれ違いが困難であったため、道路左側の民地に公用車を寄せたところ、内輪差により、相手方敷地ブロック塀と公用車左側後端の垂直ゲート支柱が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対し、道路状況によって無理な通行を避け運転者と同乗者の安全確認の徹底について注意喚起を行った。また、狭隘道路など通行に困難な場所等を職場内で共有し状況に応じた配車を行う。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
4	令和6年 1月12日	和 解 159,500円	浜松市中央区 助信町8番23号 プレミスト八幡駅マ スターズプレイス管 理組合 理事長 青野 浩直	令和5年 8月21日	浜松市中央区 助信町8番23号 交通事故（物損）
事故の状況		午後7時7分頃、災害現場で救急車を後退させた際、現場敷地内の花壇壁体に救急車右後部が接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員及び車両誘導した職員に厳重注意を行うとともに、再発防止のため、所属職員には後退時の車両特性及び誘導要領の実務研修を行った。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
45	令和5年 11月13日	和 解 456,690円	浜松市中央区 佐鳴台五丁目 G氏	令和5年 8月31日	浜松市中央区 材木町38番地 物損事故
事故の状況		午後4時30分頃、道路事業のため訪問先の寺院敷地内で測量中、相手方所有の地蔵を倒し、損傷した物損事故である。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
46	令和5年 11月17日	和 解 430,474円	浜松市中央区 鹿谷町 H氏	令和5年 7月1日	浜松市中央区 神立町5番地 蒲小学校内 物損事故
	事故の状況 午後4時00分頃、相手方車両が蒲小学校西門から校内に進入する際、 強風により門扉が閉まり、車両左側ドアに接触して損傷した物損事故 である。				
5	令和6年 1月12日	和 解 50,050円	浜松市中央区 舞阪町舞阪 I氏	令和5年 10月4日	浜松市中央区 舞阪町舞阪 物損事故
	事故の状況 午前8時30分頃、市が管理する舞阪町民の森の1本の枯れ松が倒れ、 相手方の住宅のフェンスを破損させた物損事故である。				

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
47	令和5年 12月21日	和 解 91,480円	浜松市中央区 半田町 J氏	令和5年 12月22日	市は相手方に対し、誤った教示がなければ本来受給できた児童扶養手当額に相当する91,480円を支払うことで和解したものの。
事件の状況		令和3年3月15日、市の誤った教示に従い、児童扶養手当支給対象者であった相手方が提出した支給停止関係発生届に基づき、令和3年4月16日付け浜松市東区社会福祉課発文書「児童扶養手当支給停止通知書」によって行った処分（以下「本件処分」という。）によって生じた損害について、市が賠償金を支払うもの。			
和解条項		<p>1 市は、相手方に対し、本件処分に係る賠償として金91,480円を支払う義務があることを認める。</p> <p>2 市は、相手方に対し、前項の金員を市が相手方から請求書を受領した日から30日以内に相手方の指定する口座に振り込む方法で支払う。</p> <p>3 相手方は、本件処分に関し、その余の請求を放棄し、請求、訴訟、その他一切の異議の申立ては行わない。</p> <p>4 市と相手方は、市と相手方との間には、本件処分に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。</p>			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
48	令和5年 12月21日	和 解 48,000円	浜松市中央区 雄踏町宇布見 K氏	令和5年 12月21日	地域情報センターホール において発生した機器の 不具合により生じた相手 方の損害について、市は相 手方に 48,000 円を支払う ことで和解したもの。
事件の状況		令和5年12月10日午後2時10分頃、地域情報センターホールにおいて、 利用団体代表である相手方が映画上映イベントを開催中、貸し出した ブルーレイディスクプレーヤーの不具合により映画上映を一時中断 し点検を実施した際、復旧までに退場した48人分の入場料の返金対応 を行い、相手方に損害が発生した。			
和解条項		<p>1 市は、相手方に対し、本事案により返還した入場料、金48,000円 を賠償する。</p> <p>2 市と相手方は、市と相手方の間には、本事案に関し、本和解条項 に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。</p>			

建物明渡し等請求事件

専 決		相手方の 住所・氏名	住宅使用料滞納額	駐車場使用料滞納額
番号	年 月 日		月数及び金額	月数及び金額
49	令和5年 11月30日	浜松市中央区 萩丘二丁目 L氏	13 か月 269,948 円	17か月 51,000円
		浜松市中央区 曳馬五丁目 M氏	滞納額合計 320,948円	
<p>請求内容</p> <p>下記物件の使用者L氏に対し、住宅等の明渡しと、L氏及び連帯保証人M氏に対し、滞納市営住宅使用料、滞納駐車場使用料及び契約解除の日の翌日から明渡しの日までの賃料相当損害金の支払いを命ずる判決を求める。</p> <p>物件 市営住宅萩丘団地萩棟309号室 駐車場 A-7区画</p>				

第 49 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の一部改正に
ついて

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の一部を改正する条例

(浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 浜松市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年浜松市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の審査申出人の口頭による意見陳述を行った場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 委員会は、口頭審理を終了したときは、次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(事実調査)</u></p> <p>第9条 委員会は、<u>事実について調査</u>を行っ</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の審査申出人の口頭による意見陳述を行った場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 意見を聴いた委員の氏名</u></p> <p><u>(4) 調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 委員会は、口頭審理を終了したときは、次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 審理を行った委員の氏名</u></p> <p><u>(6) 調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(実地調査)</u></p> <p>第9条 委員会は、<u>実地調査</u>を行った場合に</p>

<p>た場合においては、次に掲げる事項を記載した調書を<u>作成し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 委員会は、前3条に規定するもののほか次の事項を記載した委員会の議事についての調書を<u>作成し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>においては、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>調査を行った委員の氏名</u></p> <p>(5) <u>調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 委員会は、前3条に規定するもののほか次の事項を記載した委員会の議事についての調書を<u>作成しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>議事に関与した委員の氏名</u></p> <p>(5) <u>調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(6) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市建築審査会条例の一部改正)

第2条 浜松市建築審査会条例（昭和41年浜松市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議の公開等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(会議録)</u></p> <p>第8条 会長は、<u>会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議録には、会長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(会議の公開等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第8条 会長は、<u>会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議録には、会長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市固定資産評価審査委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる審査の申出について適用し、同日前にされた審査の申出については、なお従前の例による。

第 50 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市印鑑条例の一部改正について

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例

浜松市印鑑条例（昭和52年浜松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、他の市町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約に基づき印鑑登録証明書を交付しようとする場合は、当該市町との協議により第1項又は前項と異なる取扱いをすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 市長は、<u>前3項</u>に規定する申請があった場合は、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 市長は、<u>前2項</u>に規定する申請があった場合は、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 51 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部改正について

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年浜松市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（個人番号の利用範囲等）		（個人番号の利用範囲等）	
第2条（略）		第2条（略）	
2（略）		2（略）	
3 市長その他の執行機関は、 <u>法別表第1</u> の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務に対応する <u>法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u> その他規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。		3 市長その他の執行機関は、 <u>法別表</u> の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務に対応する <u>利用特定個人情報</u> その他規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	
4（略）		4（略）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって <u>法別表第1の15の項</u> に規定する主務省令で定める事務に準じるもの	<u>法別表第2の26の項の第4欄</u> に掲げる特定個人情報その他規則で定める特定個人情報	1 生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって <u>法別表の15の項</u> に規定する主務省令で定める事務に準じるもの	<u>法別表の15の項</u> に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報
2 重度	医療保険給付関係情報、地方税関	2 重度	<u>法別表の84の項</u> に規定する主務省

<p>心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援医療費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報又は1の項若しくは3の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>その他規則で定める特定個人情報</p>	<p>心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>令で定める事務に対応する利用特定個人情報又は1の項若しくは3の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>その他規則で定める特定個人情報</p>
<p>3 母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>法別表第2の57の項の第4欄に掲げる特定個人情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童福祉法による助産施設への入所に関する情報又は1の項若しくは2の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>その他規則で定める特定個人情報</p>	<p>3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>法別表の37の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報又は1の項若しくは2の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>その他規則で定める特定個人情報</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第 52 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市浜北文化センター条例の一部改正について

浜松市浜北文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市浜北文化センター条例の一部を改正する条例

浜松市浜北文化センター条例（平成17年浜松市条例第255号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）				
1 ホール等					1 ホール等				
(1) ホール及び楽屋					(1) ホール及び楽屋				
利用時間 区分		午前	午後	夜間	利用時間 区分		午前	午後	夜間
利用区分		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	利用区分		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大ホール	平日	円	円	円	大ホール	平日	円	円	円
		<u>13,200</u>	<u>23,760</u>	<u>31,680</u>			<u>19,800</u>	<u>35,640</u>	<u>47,520</u>
	日曜日	<u>15,840</u>	<u>29,040</u>	<u>38,280</u>		日曜日	<u>23,760</u>	<u>43,560</u>	<u>57,420</u>
	土曜日 休日					土曜日 休日			
小ホール	平日	<u>3,960</u>	<u>6,600</u>	<u>8,150</u>	小ホール	平日	<u>5,940</u>	<u>9,900</u>	<u>12,220</u>
	日曜日	<u>5,280</u>	<u>7,920</u>	<u>9,770</u>		日曜日	<u>7,920</u>	<u>11,880</u>	<u>14,650</u>
	土曜日					土曜日			
	休日					休日			
楽屋1号		<u>390</u>	<u>520</u>	<u>660</u>	楽屋1号		<u>580</u>	<u>780</u>	<u>990</u>
楽屋2号		<u>260</u>	<u>340</u>	<u>440</u>	楽屋2号		<u>780</u>	<u>1,020</u>	<u>1,320</u>
楽屋3号		<u>260</u>	<u>340</u>	<u>440</u>	楽屋3号		<u>580</u>	<u>690</u>	<u>780</u>
楽屋4号		<u>390</u>	<u>460</u>	<u>520</u>	楽屋4号		<u>460</u>	<u>550</u>	<u>660</u>
楽屋5号		<u>310</u>	<u>370</u>	<u>440</u>	楽屋5号		<u>400</u>	<u>510</u>	<u>660</u>
楽屋6号		<u>270</u>	<u>340</u>	<u>440</u>	楽屋6号		<u>580</u>	<u>780</u>	<u>990</u>
楽屋7号		<u>390</u>	<u>520</u>	<u>660</u>	楽屋7号		<u>580</u>	<u>780</u>	<u>990</u>
備考（略）					備考（略）				
(2) リハーサル室及び練習室					(2) リハーサル室及び練習室				
利用時間 区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで		利用時間 区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	
利用区分		時間につき	時間につき		利用区分		時間につき	時間につき	
リハーサル室		円	円		リハーサル室		円	円	
		<u>420</u>	<u>210</u>				<u>630</u>	<u>310</u>	
第1練習室		<u>400</u>	<u>200</u>		第1練習室		<u>600</u>	<u>300</u>	
第2練習室		<u>270</u>	<u>130</u>		第2練習室		<u>400</u>	<u>200</u>	
第3練習室		<u>270</u>	<u>130</u>		第3練習室		<u>400</u>	<u>200</u>	
備考（略）					備考（略）				
(3) 多目的室及び大会議室					(3) 多目的室及び大会議室				

利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
多目的室	910円	990円	490円
大会議室	910円	990円	490円

備考 (略)

(4) 楽器保管庫

1区画1日につき 140円

(5) (略)

2 会議室等

利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
第1会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>130</u>	<u>60</u>
その他	<u>270</u>	<u>130</u>
第2会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>170</u>	<u>80</u>
その他	<u>350</u>	<u>170</u>
第3会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>140</u>	<u>70</u>
その他	<u>290</u>	<u>140</u>
第4会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>130</u>	<u>60</u>
その他	<u>270</u>	<u>130</u>
第5会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>140</u>	<u>70</u>
その他	<u>290</u>	<u>140</u>
第6会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>140</u>	<u>70</u>
その他	<u>280</u>	<u>140</u>
第7会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>70</u>	<u>30</u>
その他	<u>140</u>	<u>70</u>
第1和室	円	円
全生涯学習関係団体	<u>130</u>	<u>60</u>
その他	<u>270</u>	<u>130</u>
半生涯学習関係団体	<u>60</u>	<u>30</u>
その他	<u>130</u>	<u>60</u>
第2和室	円	円
生涯学習関係団体	<u>120</u>	<u>60</u>
その他	<u>250</u>	<u>120</u>
文化活動室	円	円
生涯学習関係団体	<u>190</u>	<u>90</u>
その他	<u>390</u>	<u>190</u>

利用時間区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
多目的室	1,360円	1,480円	740円
大会議室	1,360円	1,480円	740円

備考 (略)

(4) 楽器保管庫

1区画1日につき 210円

(5) (略)

2 会議室等

利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
第1会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
第2会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>260</u>	<u>130</u>
その他	<u>520</u>	<u>260</u>
第3会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>430</u>	<u>210</u>
第4会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
第5会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>430</u>	<u>210</u>
第6会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>420</u>	<u>210</u>
第7会議室	円	円
生涯学習関係団体	<u>100</u>	<u>50</u>
その他	<u>210</u>	<u>100</u>
第1和室	円	円
全生涯学習関係団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
半生涯学習関係団体	<u>100</u>	<u>50</u>
その他	<u>200</u>	<u>100</u>
第2和室	円	円
生涯学習関係団体	<u>180</u>	<u>90</u>
その他	<u>370</u>	<u>180</u>
文化活動室	円	円
生涯学習関係団体	<u>290</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>290</u>

談話室	生涯学習関係 団体	<u>90</u>	<u>40</u>	談話室	生涯学習関係 団体	<u>130</u>	<u>60</u>
	その他	<u>180</u>	<u>90</u>		その他	<u>270</u>	<u>130</u>
料理工房	生涯学習関係 団体	<u>270</u>	<u>130</u>	料理工房	生涯学習関係 団体	<u>400</u>	<u>200</u>
	その他	<u>540</u>	<u>270</u>		その他	<u>810</u>	<u>400</u>
音楽室	生涯学習関係 団体	<u>80</u>	<u>40</u>	音楽室	生涯学習関係 団体	<u>120</u>	<u>60</u>
	その他	<u>170</u>	<u>80</u>		その他	<u>250</u>	<u>120</u>
第1創作工房	生涯学習関係 団体	<u>160</u>	<u>80</u>	第1創作工房	生涯学習関係 団体	<u>240</u>	<u>120</u>
	その他	<u>330</u>	<u>160</u>		その他	<u>490</u>	<u>240</u>
第2創作工房	生涯学習関係 団体	<u>170</u>	<u>80</u>	第2創作工房	生涯学習関係 団体	<u>250</u>	<u>120</u>
	その他	<u>340</u>	<u>170</u>		その他	<u>510</u>	<u>250</u>
コミュニティ活動室	生涯学習関係 団体	<u>290</u>	<u>140</u>	コミュニティ活動室	生涯学習関係 団体	<u>440</u>	<u>220</u>
	その他	<u>590</u>	<u>290</u>		その他	<u>880</u>	<u>440</u>
備考 (略)				備考 (略)			
3 (略)				3 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市浜北文化センター条例第9条の規定による利用の許可及び同条例第11条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 53 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>21人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,279人</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>176人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4,504人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>890人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定数の除外)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>前項の職員</u>について職務に復帰させ、又は職務に復帰した場合においてその職員の職の定数に欠員がなかったときは、欠員を生じるまでその職員を定数外とすることができる。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 <u>22人</u></p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,315人</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>181人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4,521人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>897人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定数の除外)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>市長が別に定める初任教育期間にある消防の職員</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第5号までに掲げる職員</u>について職務に復帰させ、又は職務に復帰した場合においてその職員の職の定数に欠員がなかったときは、欠員を生じるまでその職員を定数外とすることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 54 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正について

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部を
改正する条例

(浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部改正)

第1条 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例（令和2年浜松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に定める額を控除して得た額について免除する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に定める額を控除して得た額について免除する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 55 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 <u>医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額4万5,600円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 1 通勤による環境への負荷の低減を図るため、平成22年9月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間における第12条第1項各号に掲げる職員のうち規則で定めるものに対する通勤手当の月額については、規則で定めるところにより、同条の規定により定められた額に規則で定める額を加算し、又は減額することができる。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 <u>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職にあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職にあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日から規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>(1) <u>医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの</u> <u>月額4万5,600円</u></p> <p>(2) <u>獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの</u> <u>月額3万円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 1 通勤による環境への負荷の低減を図るため、平成22年9月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間における第12条第1項各号に掲げる職員のうち規則で定めるものに対する通勤手当の月額については、規則で定めるところにより、同条の規定により定められた額に規則で定める額を加算し、又は減額することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 56 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する
条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例及び浜
松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する
 条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例
 (令和元年浜松市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定により、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p><u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定により、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第6条の2 第1号職員に係る勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する規則で定める第1号職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務の成績の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、基本報酬の額(基本報酬</u></p>

(給与の額)

第7条 (略)

2 第2号職員に支給する手当は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) (略)

3 前項各号に掲げる手当の額は、給与条例に規定する通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の額の例による。

4・5 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 第6条第2項に規定する支給割合及び第7条第3項の規定によりその例によることとされる給与条例に規定する期末手当の額に係る給与条例第20条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる率については、当分

の額が日額又は時間額による場合にあつては、これらの額に勤務状況に応じ規則で定める割合を乗じて得た額)に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

3 任命権者は、給与条例の適用を受ける者の例により、勤勉手当について、その支給を行わず、又は一時差し止めることができる。

4 勤勉手当の支給方法は、給与条例に規定する勤勉手当の支給方法の例による。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

(給与の額)

第7条 (略)

2 第2号職員に支給する手当は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 勤勉手当

3 前項各号に掲げる手当の額は、給与条例に規定する通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の例による。

4・5 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

<p><u>の間、常時勤務する一般職の職員の給与との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。</u></p> <p><u>3～18</u> (略)</p> <p><u>19</u> 附則第17項の規定による改正後の浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例第3条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> <p><u>20～24</u> (略)</p>	<p><u>2～17</u> (略)</p> <p><u>18</u> 附則第16項の規定による改正後の浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例第3条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> <p><u>19～23</u> (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項又は教育職員給与条例第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則(教育職員給与条例の適用を受ける職員にあつては、教育委員会規則)で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項又は教育職員給与条例第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則(教育職員給与条例の適用を受ける職員にあつては、教育委員会規則)で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1) (略)	(1) (略)
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)	(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法 <u>昭和25年法律第261号</u>)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(規則への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
(浜松市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 3 浜松市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年浜松市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、 <u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例</u> (令和元年浜松市条例第22号)第2条第1項に規定する基本報酬の額)の10分の1以下を減じるものとする。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、 <u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例</u> (令和元年浜松市条例第22号)第2条第1項に規定する基本報酬の額)の10分の1以下を減じるものとする。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 4 浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例(平成2年浜松市

条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の報酬の支給については、<u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例</u> (令和元年浜松市条例第22号。以下「報酬等条例」という。)に規定する基本報酬の支給の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の報酬の支給については、<u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例</u> (令和元年浜松市条例第22号。以下「報酬等条例」という。)に規定する基本報酬の支給の例による。</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成16年浜松市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第3条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、<u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例</u> (令和元年浜松市条例第22号)の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第3条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、<u>浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例</u> (令和元年浜松市条例第22号)の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 57 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第2条関係）</p> <p>（略）</p> <p>土木・建築</p> <p>(1)～(91)（略）</p> <p>(92) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号（同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号）に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</p> <p>当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額</p> <p>(ア)～(エ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(93) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。）</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(94) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請（他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>（略）</p> <p>土木・建築</p> <p>(1)～(91)（略）</p> <p>(92) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号（同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号）に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</p> <p>当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額</p> <p>(ア)～(エ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(93) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。）</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(94) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請（他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第</p>

	<p>1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</p> <p>当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(95) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を除くものとし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。</u>)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(96) (略)</p> <p>(97) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</u></p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(98) <u>特定の民間再開発事業認定の申請</u> 31,000</p> <p>(99) (略)</p> <p>(100)～(108) (略)</p>	
消	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危険物貯蔵所設置許可の申請</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所貯蔵最大数量が</p> <p>1,000キロリットル以上 1,180,000</p> <p>5,000キロリットル未満の</p>	
防	<p>第1号(同項第4号に規定する場合にあっては、同項第1号及び第4号)に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</p> <p>当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(95) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合を除くものとし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合に限る。</u>)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(96) (略)</p> <p>(97) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する書面として市長が認めたものを添付する場合</u></p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(98) (略)</p> <p>(99)～(107) (略)</p>	
防	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危険物貯蔵所設置許可の申請</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所貯蔵最大数量が</p> <p>1,000キロリットル以上 1,450,000</p> <p>5,000キロリットル未満の</p>	

もの	
5,000キロリットル以上	<u>1,410,000</u>
10,000キロリットル未満	
もの	
10,000キロリットル以上	<u>1,590,000</u>
50,000キロリットル未満	
もの	
50,000キロリットル以上	<u>1,950,000</u>
100,000キロリットル未満	
もの	
100,000キロリットル以上	<u>2,270,000</u>
200,000キロリットル未満	
もの	
200,000キロリットル以上	<u>4,550,000</u>
300,000キロリットル未満	
もの	
300,000キロリットル以上	<u>5,820,000</u>
400,000キロリットル未満	
もの	
400,000キロリットル以上	<u>7,070,000</u>
もの	
カ～シ (略)	
(4)～(28) (略)	
(29) 高圧ガス製造許可の申請	
ア (略)	
イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次号及び第37号において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
(略)	
ウ (略)	
(30)～(58) (略)	
(略)	
備考 (略)	

もの	
5,000キロリットル以上	<u>1,720,000</u>
10,000キロリットル未満	
もの	
10,000キロリットル以上	<u>1,920,000</u>
50,000キロリットル未満	
もの	
50,000キロリットル以上	<u>2,360,000</u>
100,000キロリットル未満	
もの	
100,000キロリットル以上	<u>2,740,000</u>
200,000キロリットル未満	
もの	
200,000キロリットル以上	<u>5,640,000</u>
300,000キロリットル未満	
もの	
300,000キロリットル以上	<u>7,240,000</u>
400,000キロリットル未満	
もの	
400,000キロリットル以上	<u>8,790,000</u>
もの	
カ～シ (略)	
(4)～(28) (略)	
(29) 高圧ガス製造許可の申請	
ア (略)	
イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この号、次号及び第37号において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
<u>(ア) 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者が申請する場合</u>	<u>6,000</u>
<u>(イ) (ア)以外の場合</u>	
(略)	
ウ (略)	
(30)～(58) (略)	
(略)	
備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表消防の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年浜松市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	土 木 ・ 建 築	(1)～(107) (略) (108) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請 <u>(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。)</u>	土 木 ・ 建 築	(1)～(107) (略) (108) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請	を	」
---	-----------------------	---	-----------------------	---	---	---

「	土 木 ・ 建 築	(1)～(106) (略) (107) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請 <u>(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。)</u>	土 木 ・ 建 築	(1)～(106) (略) (107) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請	に	」
---	-----------------------	---	-----------------------	---	---	---

改める。

- 4 浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
3 第2条の規定による改正後の浜松市手数	3 第2条の規定による改正後の浜松市手数

料条例別表土木・建築の項第108号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

料条例別表土木・建築の項第107号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 58 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(浜松市手数料条例の一部改正)

第1条 浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																						
<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>介 護 保 険</td> <td>(1)～(20) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(21) <u>指定介護療養型医療施設</u></td> <td><u>15,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>設の指定の更新の申請</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(22)～(25) (略)</td> <td></td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	介 護 保 険	(1)～(20) (略)			(21) <u>指定介護療養型医療施設</u>	<u>15,000</u>		<u>設の指定の更新の申請</u>			(22)～(25) (略)		(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr> <td>介 護 保 険</td> <td>(1)～(20) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(21)～(24) (略)</td> <td></td> </tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	介 護 保 険	(1)～(20) (略)			(21)～(24) (略)		(略)
(略)																							
介 護 保 険	(1)～(20) (略)																						
	(21) <u>指定介護療養型医療施設</u>	<u>15,000</u>																					
	<u>設の指定の更新の申請</u>																						
	(22)～(25) (略)																						
(略)																							
(略)																							
介 護 保 険	(1)～(20) (略)																						
	(21)～(24) (略)																						
(略)																							
備考 (略)	備考 (略)																						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例（平成24年浜松市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(包括的支援事業に関する基準)	(包括的支援事業に関する基準)
第10条 (略)	第10条 (略)
<u>(指定介護療養型医療施設に関する基準)</u>	
第11条 <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第</u>	

41号。同令を改正する命令を含む。）に
定める基準とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 59 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正に
ついて

浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部を改正する条例

(浜松市根洗学園条例の一部改正)

第1条 浜松市根洗学園条例（昭和49年浜松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害児の福祉の向上と健やかな育成を図るため設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条第1号の規定に基づく福祉型児童発達支援センター</u>について必要な事項を定める。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>福祉型児童発達支援センター</u>は、浜松市根洗学園（以下「学園」という。）といい、浜松市中央区根洗町667番地の1に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 学園は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、<u>同条第6項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）その他市長が必要があると認める事業を行う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害児の福祉の向上と健やかな育成を図るため設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>について必要な事項を定める。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>児童発達支援センター</u>は、浜松市根洗学園（以下「学園」という。）といい、浜松市中央区根洗町667番地の1に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 学園は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、<u>同条第5項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）その他市長が必要があると認める事業を行う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 浜松市発達医療総合福祉センター条例（平成4年浜松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第20条 児童発達支援センター「ひまわり」</p>	<p>(事業)</p> <p>第20条 児童発達支援センター「ひまわり」</p>

(以下「ひまわり」という。)は、児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(以下「居宅訪問型児童発達支援」という。)、同条第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う。

(以下「ひまわり」という。)は、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとして、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援(以下「居宅訪問型児童発達支援」という。)、同条第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第6項に規定する障害児相談支援を行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 60 号 議 案

令和 6年 2月16日 提 出

浜松市介護保険条例の一部改正について

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例

浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>21,093円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>28,124円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,702円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,280円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,312円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,858円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>20,178円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>28,320円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,021円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,721円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,802円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,962円</u></p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規</p>

定する特別控除額を控除して得た額(当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては、零)をいう。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 87, 890円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 105, 468円

定する特別控除額を控除して得た額(当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては、零)をいう。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 92, 042円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 106, 203円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者
123,046円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者
140,624円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者
120,363円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者
134,523円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者
158, 202円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者
175, 780円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者
148, 684円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者
162, 844円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者
169, 924円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前

年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者

184,085円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者

198,245円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6

(13) 前各号のいずれにも該当しない者

193,358円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6

号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イの規定に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第4条第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号若しくは第12号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イの規定に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第4条第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号若しくは第14号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和6年度分の保険料に係る同条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「第4条」とあるのは、「浜松市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年浜松市条例第 号）による改正前の第4条」とする。

第 61 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の
一部改正について

浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の
一部を改正する条例

浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例（平成19年
浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関し必要な事項を定める。</p> <p>(症状等の報告)</p> <p>第2条 法<u>第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期に、同項に規定する事項について規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関し必要な事項を定める。</p> <p>(症状等の報告)</p> <p>第2条 法<u>第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期に、同項に規定する事項について規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 62 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に
ついて

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成25年浜松市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(家庭系廃棄物等の収集又は運搬の禁止)</p> <p>第16条 一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみ集積所」という。）に排出された家庭系廃棄物（次項に規定する集団回収資源物を除く。）及び<u>第31条第5項本文の規定により排出された連絡ごみは、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合を除き、市は、連絡ごみを排出する者から、当該連絡ごみの<u>処理</u>に関する手数料として、当該連絡ごみの<u>処理</u>に要する費用を勘案して市長が定める額を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1,240円を限度とする。</u></p>	<p>(家庭系廃棄物等の収集又は運搬の禁止)</p> <p>第16条 一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみ集積所」という。）に排出された家庭系廃棄物（次項に規定する集団回収資源物を除く。）及び<u>第31条第6項本文の規定により排出された連絡ごみは、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第31条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合を除き、市は、家庭系廃棄物（緑地の保全及び緑化の推進により生じた物、資源物並びに特定の処理を要する物のうち、市長が別に定めるもの並びに連絡ごみを除く。以下この条において同じ。）を排出する者から、当該家庭系廃棄物の処分に関する手数料として、別表第1に定める額を徴収する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用がある場合を除き、市は、連絡ごみを排出する者から、当該連絡ごみの<u>処分</u>に関する手数料として、当該連絡ごみの<u>処分</u>に要する費用を勘案して市長が定める額を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1,240円を限度とする。</u></p>

3 (略)

4 第1項及び第2項に規定する手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより納付しなければならない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 第2項に規定する手数料 連絡ごみを排出する前まで

5・6 (略)

(許可申請等手数料)

第33条 法に規定する許可申請等の手数料(以下「許可申請等手数料」という。)の金額は、別表のとおりとする。

2・3 (略)

別表 (第33条関係)

(略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより納付しなければならない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 第2項に規定する手数料 家庭系廃棄物を排出する前まで

(4) 第3項に規定する手数料 連絡ごみを排出する前まで

6・7 (略)

(許可申請等手数料)

第33条 法に規定する許可申請等の手数料(以下「許可申請等手数料」という。)の金額は、別表第2のとおりとする。

2・3 (略)

別表第1 (第31条関係)

区分	金額
市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)であって、容量が45リットル相当のもの1枚につき	円 45
指定袋であって、容量が30リットル相当のもの1枚につき	30
指定袋であって、容量が20リットル相当のもの1枚につき	20
指定袋であって、容量が10リットル相当のもの1枚につき	10

別表第2 (第33条関係)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集され、又は搬入される家庭系廃棄物（改正後の第31条第2項に規定する家庭系廃棄物をいう。）についての処分に関する手数料について適用する。
- 3 改正後の第31条第2項の規定による徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第 63 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部改正について

村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部を改正する条例

(村櫛漁港管理条例の一部改正)

第1条 村櫛漁港管理条例（平成13年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市の管理する村櫛漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市の管理する村櫛漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市風致地区条例の一部改正)

第2条 浜松市風致地区条例（平成18年浜松市条例第128号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23)～(34) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23)～(34) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 64 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市道路占用料等徴収条例の一部改正について

浜松市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

浜松市道路占用料等徴収条例（昭和28年浜松市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額 (円)			単位	金額 (円)
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年 につき	560	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年 につき	570
	第2種電柱		860		第2種電柱		870
	第3種電柱		(略)		第3種電柱		(略)
	第1種電話柱		500		第1種電話柱		510
	第2種電話柱		800		第2種電話柱		810
	第3種電話柱		(略)		第3種電話柱		(略)
	その他の柱類		50		その他の柱類		51
	(略)				(略)		
	路上に設ける変 圧器	1個1年 につき	490		路上に設ける変 圧器	1個1年 につき	500
	(略)				(略)		
広告塔	表示面 積1平方 メートル 1年につ き	2,700	広告塔	表示面 積1平方 メートル 1年につ き	2,500		
(略)			(略)				
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につ き	(略)	法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につ き	(略)
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		(略)		外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		(略)
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		(略)		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		(略)
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		60		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		61
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		90		外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		91
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		(略)		外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		(略)
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの		(略)		外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの		(略)
	外径が0.7メー トル以上1メー トル		(略)		外径が0.7メー トル以上1メー トル		(略)

	未満のもの								
	外径が1メートル以上のもの								600
<p>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</p> <p>(略)</p>									
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額					
	上空に設ける通路				(略)				
	地下に設ける通路								800

	未満のもの								
	外径が1メートル以上のもの								610
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき					3
			その他のもの	長さ					10
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき					810
			その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき				510
				地下に設けるもの					300
			その他のもの						1,000
<p>法第32条第1項第4号に掲げる施設</p> <p>(略)</p>									
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額					
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額					
	上空に設ける通路				(略)				
	地下に設ける通路								760

	その他のもの		(略)	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	27	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	270	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	270
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,700
	標識	1本1年につき	800	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	27
	その他のもの	1本1月につき	270	
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	27	
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	270	
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,700	
	その他のもの		(略)	
(略)				
政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額		

	その他のもの		(略)	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	25	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	250	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	250
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,500
	標識	1本1年につき	810	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	25
	その他のもの	1本1月につき	250	
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	25	
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	250	
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,500	
	その他のもの		(略)	
(略)				
政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額		

政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル1月につき	270		
(略)				
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額
			階数が2のもの	A に <u>0.008</u> を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	A に <u>0.01</u> を乗じて得た額
その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.012</u> を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.012</u> を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.016</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に	

政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル1月につき	250		
(略)				
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額
			階数が2のもの	A に <u>0.006</u> を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	A に <u>0.007</u> を乗じて得た額
その他のもの	A に <u>0.025</u> を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.015</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.011</u> を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.022</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		A に <u>0.011</u> を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.015</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に	

	の		<u>0.023</u> を 乗じて 得た額		の		<u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.033</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.033</u> を 乗じて 得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.025</u> を 乗じて 得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.016</u> を 乗じて 得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	A に <u>0.015</u> を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.023</u> を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.033</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額
備考（略）				備考（略）			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 65 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市水道事業給水条例の一部改正について

浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例

浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、変更、修繕 (法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第38条の2 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(工事の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、変更、修繕 (法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第38条の2 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 66 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (通勤手当の月額の特例) 8 通勤による環境への負荷の低減を図るため、 <u>令和6年3月31日</u> までの間における第17条第1項各号に掲げる職員のうち教育委員会規則で定めるものに対する通勤手当の月額については、教育委員会規則で定めるところにより、同条の規定により定められた額に教育委員会規則で定める額を加算し、又は減額することができる。	附 則 (通勤手当の月額の特例) 8 通勤による環境への負荷の低減を図るため、 <u>令和9年3月31日</u> までの間における第17条第1項各号に掲げる職員のうち教育委員会規則で定めるものに対する通勤手当の月額については、教育委員会規則で定めるところにより、同条の規定により定められた額に教育委員会規則で定める額を加算し、又は減額することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 67 号 議 案

令和 6年 2月16日 提 出

浜松市教育センター条例の一部改正について

浜松市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育センター条例の一部を改正する条例

浜松市教育センター条例（昭和49年浜松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第3条 教育センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(開館時間)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 教育センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育に関する専門的事項の指導、研究、調査等に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認める事業</u></p> <p>(開館時間)</p>
<p>第4条 教育センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、<u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>第4条 教育センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 68 号 議 案

令和 6年 2月16日提 出

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 動物の飼養等（第7条—第17条）
- 第3章 特定動物の飼養等（第18条・第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物であつて、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 施設 動物の飼養等をするための建物その他の工作物をいう。
- (4) 係留 動物を、人の生命、身体若しくは財産に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障の防止のため、動物の愛護及び管理に関する施策を実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなけ

ればならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第5条 飼い主になろうとする者（犬猫等販売業者（法第14条第3項に規定する犬猫等販売業者をいう。）を除く。）は、動物の飼養等に先立ち、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、飼養等をする生活環境等に適した動物であつて、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）ができるものを選ぶよう努めなければならない。この場合において、住宅環境及び家族構成の変化、飼養等をしようとする動物の寿命等を考慮するものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

2 飼い主は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、終生飼養をするよう努めるとともに、やむを得ず飼養等をするができなくなった場合には、適正に飼養等をするができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

第2章 動物の飼養等

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主（特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の飼い主を除く。）は、その飼養等をする動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌及び給水をする事。
- (2) 飼養等をする動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養等が可能な数とすること。
- (3) 適正に飼養等ができる施設を設ける事。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておく事。
- (5) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させない事。
- (6) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかける事。
- (7) 疾病の予防等健康管理を行う事。
- (8) 逸走した場合は、捜索し、収容に努める事。
- (9) 地震等の災害が発生した場合に適正な飼養等を行うため、飼料及び管理に必要なものを備えておく事。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする犬（以下「飼い犬」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体及び財産に危害を加えることがないよう適正なしつけをすること。
- (2) 動物の種類、発育状況等に応じた適正な運動をさせること。
- (3) 飼い犬を施設の敷地外に連れ出すときは、当該飼い犬の排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めるとともに、犬のふん等を処理するための用具を携行して排せつしたふん尿を直ちに除去することその他の適切な処理を行うこと。
- (4) 訓練させ、移動させ、又は運動させるときは、これを制御することができる者に行わせること。
- (5) 飼い犬がみだりに繁殖して適正な飼養等をすることが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。
- (6) 他人の見やすい場所に飼い犬の飼養等をしている旨の表示をすること。

（飼い犬の係留）

第9条 犬の飼い主は、飼い犬を係留しておかななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）をその目的のため使用する場合
- (2) 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

（飼い犬の加害の届出）

第10条 飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該飼い犬の飼い主は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、必要な指示を与えることができる。

2 飼い犬が人又は他の動物（哺乳類に限る。）をかんだときは、当該飼い犬の飼い主は、狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該飼い犬を獣医師に検診させなければならない。

（飼い犬による被害の届出）

第11条 人の生命、身体又は財産が飼い犬に危害を加えられたときは、その被害者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るよう努めなければならない。

（加害飼い犬の飼い主に対する措置命令）

第12条 市長は、人の生命、身体又は財産に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、危害防止のために必要な措置を命じるものとする。

(猫の飼い主の遵守事項)

第13条 猫の飼い主は、第7条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする猫（以下「飼い猫」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排せつ物のしつけを行う等周辺的生活環境に配慮した適正な飼養等を行うことにより人に迷惑をかけないように努めること。
- (2) 飼い猫の健康及び安全を保持する観点から、屋内での飼養等に努めること。
- (3) 飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項)

第14条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺的生活環境を保全し、及び当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、近隣住民その他のその行為の影響が及ぶ者の理解を得られるよう努めなければならない。

(犬及び猫の譲渡)

第15条 市長は、法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫について、同条第4項の規定による譲渡しをするときは、その飼養等を希望し、かつ、これを適正に飼養等ができることと認める者に譲渡しをするよう努めるものとする。

(負傷した犬、猫等の治療等)

第16条 市長は、法第36条第2項の規定により、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第17条 犬又は猫の飼い主（第1種動物取扱業者（法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者をいう。）、第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）その他規則で定める者を除く。附則第3項において同じ。）

は、同一敷地内にある施設において当該飼い犬及び飼い猫（いずれも生後90日以内のものを除く。第3項及び附則第3項において同じ。）の数を合計した数が規則で定める数以上となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、当該敷地ごとに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項（規則で定める事項に限る。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨及び当該変更があった事項を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い

猫の数を合計した数が同項の規則で定める数未満となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 特定動物の飼養等

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第18条 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌及び給水を行うこと。
- (2) 汚物及び汚水を適正に処理し、特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。）の内外を常に清潔にしておくこと。
- (3) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (4) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。
- (5) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (6) 逸走した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。
- (7) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。
- (8) 地震等の災害が発生した場合に適正な飼養等を行うため、飼料及び管理に必要なものを備えておくこと。

2 特定動物の飼い主は、地震等の災害が発生したときは、直ちに、当該特定動物の逸走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。

3 特定動物の飼い主は、当該特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を市長及び管轄警察署に通報しなければならない。

4 特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該特定動物の飼い主は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定動物の飼い主に対する措置命令)

第19条 市長は、特定動物の飼い主が前条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、当該特定動物の殺処分その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を命じることができる。

第4章 雑則

(立入調査等)

第20条 市長は、特定動物の管理について必要があると認めるときは、特定動物の飼い

主その他の関係者に報告を求め、又はその職員をして、当該特定動物の飼い主その他の者の土地その他関係のある場所に立ち入って調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 市長は、動物（特定動物を除く。以下この項において同じ。）の管理について必要があると認めるときは、その職員をして、動物の飼養等をする場所に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（動物愛護管理員の設置）

第21条 法第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第19条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第20条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第3項の規定による通報をしなかった者

(2) 第18条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条又は第10条第1項前段の規定に違反した者

(2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者

(3) 第20条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は、同年10月1日から施行する。

(浜松市動物の愛護及び管理に関する条例及び浜松市飼い犬条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）

(2) 浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫の数を合計した数が第17条第1項に規定する規則で定める数以上である飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とする。

4 令和6年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは、「前条第1項（第8号を除く。）」とする。

5 令和6年9月30日までの間における第28条の規定の適用については、同条中「前5条」とあるのは、「第23条から第26条まで」とする。

6 この条例の施行前に特定動物の飼い主が附則第2項（第2号を除く。）の規定による廃止前の浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「旧動物愛護条例」という。）第3条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合における特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置については、旧動物愛護条例第4条の規定の例による。

7 この条例の施行の際現にされている旧動物愛護条例第4条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めについては、なおその効力を有する。

8 この条例の施行前に人・家畜・農作物等に被害を加えた犬の飼い主に対する当該飼い犬の処分又は飼い犬の性癖の矯正若しくは危害防止のために必要な処置については、附則第2項（第1号を除く。）の規定による廃止前の浜松市飼い犬条例（以下「旧飼い犬条例」という。）第7条の規定の例による。

9 この条例の施行の際現にされている旧飼い犬条例第7条の規定による命令については、なおその効力を有する。

- 1 0 附則第 6 項の規定により旧動物愛護条例第 4 条の規定の例によることとされる場合における同条の規定による命令に違反する行為、附則第 7 項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同条の規定による命令及び旧動物愛護条例第 5 条第 1 項の規定による報告の求めに違反する行為、附則第 8 項の規定により旧飼い犬条例第 7 条の規定の例によることとされる場合における同条の規定による処置命令に違反する行為並びに前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同条の規定による処置命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 1 1 この条例（附則第 1 項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 静岡県浜松市中央区板屋町104番地の1
 - (2) 氏 名 内山 昌美
 - (3) 資 格 公認会計士

